

# 物品購入等競争入札参加者心得

## (電子入札用)

平成27年4月

八王子市

(趣旨)

第1条 この心得は、物品の購入・修繕及び印刷等業務委託などの契約締結について、八王子市が東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）によって行う一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(変更事項の届出)

第2条 入札参加者は、その届出事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。

(関係法令等の順守)

第3条 入札参加者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び同法施行令（昭和22年政令第16号）
- (2) 八王子市契約事務規則等
- (3) 設計図書及び仕様書記載事項
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス利用規約

(指名停止等)

第4条 競争入札参加資格者に、物品の納入等に関して事故及び不正、不誠実な行為があった場合は、期間を定め指名停止を行うことがある。

2 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱の措置要件に該当する競争入札参加資格者には、同要綱に基づく入札参加排除措置を行うことがある。

(資格・指名の取消)

第5条 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者となった場合
- (2) 破産者で復権を得ない者となった場合

2 入札参加者が前項各号の一に該当したときは、当該入札参加者の一般競争入札における入札参加資格及び指名競争入札における指名（以下「資格・指名」という。）は、市において特別な理由がある場合のほか、これを取り消す。

第6条 入札参加者が各号の一に該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した後、3年を経過しない者の当該資格・指名は、これを取り消すことがある。

- (1) 八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に定める措置要件に該当する者
- (2) 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けた者
- (3) 契約の履行に当たり、故意に物品の製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (6) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (7) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (8) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(9) 前各号の一に該当し、入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第7条 入札参加者について、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格・指名を取り消すことがある。

第8条 入札参加者が、正当な理由がなく指定された日時、場所で設計図書及び仕様書の貸与を受けない場合は、当該資格・指名を取り消すことがある。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、市から提示された図面、仕様書、契約書案、その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 図面、仕様書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知(以下「指名通知等」という。)において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札の辞退)

第10条 入札参加者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札締切日時までに、電子入札サービスにより辞退届を提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第11条 入札参加者は、次の各号に定めるほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

(1) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(2) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札)

第12条 入札参加者は、電子入札サービスによる入札書に必要な事項を記載し、記名押印に相当する電磁的記録による認証を付し、あらかじめ指名通知等において示した入札締切日時までに提出しなければならない。

2 入札書は、1人1通とし、入札をしようとする者は他の入札をしようとする者の代理人となることができない。

(入札の取りやめ等)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中断又は中止することがある。

(1) 天災

(2) 広域的又は地域的停電

(3) 電子入札サービスにおけるシステム障害

(4) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があると認められる場合

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができ

ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書の書換等の禁止)

第14条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第15条 開札は、あらかじめ指定した日時に電子入札サービスにより行うものとする。この場合において、入札者及び当該入札事務に関係のない市職員の立会いは要しないものとする。

(入札の無効)

第16条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 電子入札サービスによる電子入札以外の方法で行われた入札
- (2) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (3) 入札締切日時までに、入札書が電子入札サービスのサーバーに到達しないもの
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がなされていないもの
- (5) 電子入札サービスの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した入札
- (6) 電子入札サービスにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札
- (7) 電子入札サービスの不正利用又は電子証明書の不正利用により行った入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 案件ごとに公告等において無効と定めた事項に該当する入札
- (10) 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けた者の入札書
- (11) 再度入札において、初度入札における最低制限価格未満の入札金額を除いた最低入札金額以上の金額での入札
- (12) 発注図書を受領しなかった者の入札
- (13) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(入札書等の取扱い)

第17条 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(落札者)

第18条 予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、業務委託その他についての請負の場合においては、次条及び第20条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合)

第19条 業務委託その他についての請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とするができる。

(最低制限価格を設けた場合の落札者)

第20条 業務委託その他についての請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第21条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札を行う。

2 前項の再度入札の回数は、原則として1回とする。なお、全者最低制限価格未満のときは、再度入札を行わない。

3 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者のうち、当該入札が第16条の規定により無効とされなかった者で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

(くじによる落札者の決定)

第22条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札サービスのシステムによるくじで落札者を決定する。

(入札結果の通知)

第23条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときは、その旨を電子入札サービスで入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者には電子入札サービスから自動送信されるメールにより落札者となった旨を通知する。

(契約書等の作成)

第24条 落札者は、落札となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に契約書（必要に応じて図面、仕様書等を添付のこと）及び別に指示する書類を作成し、記名押印のうえ契約担当者に提出しなければならない。

2 前項の期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことがある。

3 契約書の提出があったときは、市長は当該契約書に記名押印し、その一部を落札者に返付する。

(契約の確定)

第25条 市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに当該契約が確定する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第26条 予定価格が2千万円以上の動産の買入れ又は売払いについては、仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号）の定めるところにより八王子市議会の議決を経た後に、当該契約を確定させる。

(異議の申立)

第27条 入札をした者は入札後、この心得、図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第28条 この心得に明記のない事項及び解釈については、市係員と協議のうえ決定する。なお、競争見積合わせ等の場合についても、この心得適用事項を準用する。

附則 この心得は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成27年4月1日から施行する。